



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために  
Ministry of Health, Labour and Welfare

第2回 受動喫煙対策専門委員会

令和7年12月25日

資料1

# 第1回受動喫煙対策専門委員会での主なご意見

厚生労働省 健康・生活衛生局健康課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 1. 改正健康増進法の施行状況についてのご意見

## 受動喫煙の機会

- 受動喫煙の機会は減ってきており、効果は出ている。
- 国民健康・栄養調査のデータを見ると、じわじわと受動喫煙の機会を有する割合が上がっている。

## 喫煙目的施設等の施設類型

- 施設の種類が多すぎてわかりにくい。喫煙目的施設は、届出の義務もなく、客観的な基準がなくわかりにくく、望まない受動喫煙を生み出しているのではないか。
- 地方自治体が喫煙目的施設を外形的に判断することが困難ではないか。
- 喫煙目的施設と名乗る方が楽という理由で目的施設としているのが実態ではないか。

### (自治体の意見)

- 喫煙目的施設の「喫煙場所を提供することを主たる目的とする」要件には判断基準がないのではないか。
- 主食の定義について、いくつか示されているが実際に指導しようとすると「主食を提供していない」との反論されることがある。
- 喫煙可能とするために、たばこ販売許可手続を行っている飲食店がある。

## 2. 附帯決議で検討が求められている事項に関するご意見

### 既存特定飲食提供施設の特例措置

- ・ 噸煙可能室設置施設の届出受理時に、既存特定の要件該当性を厳しく保健所は確認できるのではないか。
- ・ 既存特定飲食提供施設の経営主体が事業継承等で変更となった場合の取扱いを整理すべきではないか。
- ・ 噌煙可能室設置施設と考えられる施設でも8%の施設はすでに全面禁煙であり、それによる影響をグッドプラクティスとして情報提供することで、全面禁煙化のモチベーションに繋がるのではないか。

### 指定たばこ（加熱式たばこ）の取扱い

（自治体の意見）

- ・ 指定たばこ専用喫煙室は、飲食店だけではなくて他業種でも設置することが可能であり、遊技場などの他業種実態も含めて把握可能か。
- ・ 加熱式たばこの健康影響に関する最新の科学的知見が公表されると、地方自治体においても啓発に活用しやすくなる。

### 子どもが利用する第1種施設（学校等）の屋外喫煙所の設置

- ・ 例えば学校における受動喫煙について、禁煙していない施設が残ってしまう原因を考える必要があり、ルールの厳格化・明確化、適切な運用、周知徹底を進めていく必要があるのではないか。
- ・ 生活していく中で、例えば職場、学校、行政の庁舎等は利用が避けられない。特に行政庁舎は受動喫煙の状況が悪い。

### 3. その他のご意見

#### (総論)

- WHOやFCTCの枠組条約を意識した議論も必要。海外の受動喫煙の状況も議論の中で触れるべき。
- 屋外での受動喫煙についても少し議題に入れていただきたい。
- 健康増進法第27条の配慮義務がある。近隣住居とか近隣施設から流れているたばこの受動喫煙対策について、意見を聞く機会があっても良いのではないか。
- 全面禁煙に移行したところに、何らかの補助をするようなインセンティブがあってもいいのではないか。
- 喫煙可能な状態からそれを不可にするための事業者の方々への支援策とか、あるいは促進策といったことも打ち出していくことが必要。

#### (第一種施設)

- 学校や保育所の敷地内全面禁煙は100%を目指すべき。

#### (第二種施設)

- 第二種施設の中の職場に関して、労働安全衛生調査で職域での従業員の受動喫煙曝露の実態把握をしている。職域は曝露時間が長く、従業員は雇われている立場として選べない。
- 立法機関(議会棟)の建物内に喫煙室がある状況が残っている。
- 職場から遊技場まで屋内の環境の議論であれば、屋内の受動喫煙環境、空気質の観点からの検討が必要。